

近江デイリハセンター

運営規程（介護予防通所リハビリテーション）

（事業の目的）

第1条 医療法人恒仁会が開設する近江デイリハセンター指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の医師及び作業療法士又は理学療法士、その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーションの従事者（以下「医師等の従事者」という。）が、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 介護予防通所リハビリテーションの従事者は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 2 事業所の医師等の従事者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法・理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の維持、向上を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前2項のほか「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第20号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 近江デイリハセンター
- (2) 所在地 滋賀県東近江市北坂町966

(職員の職種、員数、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 理学療法士・作業療法士又は看護師 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防通所リハビリテーション提供に当たるものとする。

(2) 医師等の従事者

	1単位目	2単位目
医師	1名	1名
理学療法士・作業療法士	2名以上	2名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月30日～1月3日)及び国民の祝日、法人創立記念日(2月23日)等、当法人が定める日においては休業日とする。

(2) サービス提供時間

月曜日～金曜日	1単位目	9:00～12:10
	2単位目	13:00～16:10

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員(介護利用を含む)

1単位目 9名

2単位目 9名

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする

- 一 歩行・起居・移乗等の運動器機能訓練
- 二 食事・入浴等の日常生活動作訓練
- 三 手工芸等の軽作業
- 四 レクリエーション・集団での全身体操
- 五 言語・コミュニケーション訓練

- 六 家庭における訓練の助言・指導
- 七 福祉用具等の選定・助言・指導
- 八 その他

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用料等)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担の割合の額とする。但し、前記基準により徴収が認められているサービスに係る利用料の額は、次によるものとする。

- (1) オムツ代 実費
 - (2) 利用前日 17 時以降のキャンセルについては、キャンセル料 500 円
- 2 前項の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 3 第10条の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所リハビリテーションの送迎に係る費用の徴収はしないものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 医師等の従事者は、介護予防通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかにかかりつけ医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第11条 当事業所の非常災害対策については、「近江温泉病院消防計画」則り、次のとおり万全を期するものとする。

- (1) 防火・防災管理者を1名選任し、防火責任者は管理者を充てる。
- (2) 自主点検については、火災危険排除を主眼とした簡易な点検を日常的に行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託するものとし、平素の維持管理

は、管理課職員が行うものとする。

- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持すると共に、法令に定められた基準に適合するように努める。
- (5) 火災の発生、地震及びその他の災害が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火・防災管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を次のとおり実施する。
 - ① 消防訓練（通報、連絡、消火、避難誘導、個別訓練）・・・年2回以上
 - ② 防火教育、非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- (7) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。
- (8) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第13条 通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。
- 東近江市（愛東地区・湖東地区）・愛知郡

（その他の運営についての留意事項）

- 第14条 介護予防通所リハビリテーション事業所は、医師等の従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人恒仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 6月 1日改訂	平成30年12月 1日改訂
平成19年 9月 1日改訂	令和 2年 7月 1日改訂
平成20年 2月16日改訂	令和 6年10月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂	令和 7年 1月 1日改訂
平成25年 8月16日改訂	
平成27年 4月 1日改訂	
平成27年 8月 1日改訂	
平成28年 4月 1日改訂	
平成29年 4月 1日改訂	
平成30年 6月 1日改訂	